

(令和5年7月18日作成)

1 開催日時：令和5年5月9日（火） 午後1時50分～午後2時15分

2 開催場所：職員研修所 501会議室

3 出席者

(1)委員

中村順哉委員（会長）、山口定之委員（副会長）、藤平崇志委員、永井葉子委員
吉田綾子委員、文川和雄委員、塩原貴子委員、島田晴美委員、三井陽子委員、
乾麻由美委員、上野和子委員

(2)市職員

健康福祉局長、高齢者福祉部長、福祉サービス部長、指導監査課長、介護保険課長補佐、高齢者福祉
課長補佐、その他関係各課職員

(3)事務局

地域包括ケア推進課職員（4名）

4 欠席者

西尾孝司委員、内山弘子委員

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

議 事 (1) 介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について

公開

(2) 令和4年度地域包括支援センター事業報告について

公開

(3) 令和5年度地域包括支援センター事業計画及び収支予算について

公開

(4) 地域包括支援センター受託法人の選定について

公開

6 傍聴者数0名

7 決定事項

(1) 介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について

(決定事項あり)

新たな指定居宅介護支援事業所（2事業所）に対して、介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務を委託することについて承認されました。

(2) 令和4年度地域包括支援センター事業報告について

(決定事項なし)

(3) 令和5年度地域包括支援センター事業計画書及び収支決算書について

(決定事項あり)

令和5年度地域包括支援センター事業計画書及び収支決算書について承認されました。

(4) 地域包括支援センター受託法人の選定について

(決定事項なし)

8 その他

なし

～令和5年度 第1回船橋市地域密着型サービス運営委員会議事～

○事務局（司会）

それでは、令和5年度第1回船橋市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。本協議会で使用する資料は赤のインデックスがついた資料となります。

本日の欠席者ですが、1号委員の西尾委員でございます。

本日の傍聴者は、0名です。

○事務局（司会）

それでは、これ以降の議事につきましては、船橋市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第4条に基づき、会長が議長となり、議事を整理することになっております。会長、宜しく願います。

○会長

ただ今より、令和5年度第1回船橋市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。それでは議題に沿って審議を進めていきたいと思っております。

議題の1、介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（地域包括ケア推進課）

まず、議題1、介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について説明いたします。

お手元の赤のインデックス1をご覧ください。

地域包括支援センターでは、高齢者の総合相談や権利擁護などの包括的支援事業のほか、要支援のケアプラン作成を行う指定介護予防支援事業及び総合事業に係る介護予防ケアマネジメント業務を行っております。

いずれの業務もその一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるとされております。

当議題について、協議会で都度承認の依頼をお願いしているところでございますが、今回もそれについてご報告をさせていただきます。

今まで事業所について委託の承認をいただいておりますが、今回、新たに市外2事業所について、ご承認をいただきたいと思います。なお、事業所の詳細については資料のとおりになります。

事後承認となりますが、いずれの事業所も中立性、公平性を確保できるものと考えておりますので、ご承認のほどよろしく願います。

説明については以上です。会長よろしく願います。

○会長

はい。それでは本件につきまして、皆様よりご質問ご意見がございましたら、お願いいたします。

○会長

皆様よろしいでしょうか。それでは、本協議会として、介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託につきまして、これを承認するものいたします。

引き続きまして、令和4年度地域包括支援センター事業についての報告と、令和5年度地域包括支援センター事業計画及び収支予算について説明をお願いします。

○事務局（地域包括ケア推進課）

議題2の令和4年度地域包括支援センター事業報告についてご説明させていただきます。

事前に資料を送付させていただいておりますので、主要な点を中心にご説明をさせていただきます。なお、令和4年度の決算報告につきましては、現在決算の確定作業中ですので、決算額につきましては、次回以降の報告とさせていただきます。

まず、地域包括支援センター運営協議会の実績でございます。

令和4年度は2回の対面会議及び1回の書面会議、計3回の会議を開催しております。詳細につきましては、表の方をご覧ください。

これ以降は、地域包括支援センターで行った事業報告となります。大きく3点で構成されております。1.介護予防ケアマネジメント事業、2.包括的支援事業、3.指定介護予防支援事業でございます。

1.介護予防ケアマネジメント事業について説明させていただきます。各地域包括支援センターでは、要支援1、2と認定された者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対する介護予防ケアマネジメントを実施しております。介護予防ケアマネジメントでございますが、センターで行う業務としては大きく2つございます。1つが基本チェックリスト、そしてもう1つがケアプランの作成業務となります。

(1)基本チェックリストの実施でございます。令和4年度、新規受付につきましては、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターを合わせて実施件数は18件となっております。

また、認定期間満了者についても基本チェックリストの受付を行っております。実施場所としては、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所となっております。令和4年度は両者合わせまして実施件数は5件となっております。

(2)介護予防ケアマネジメント、ケアプランの作成件数となっております。令和4年度市全体22,778件作成してありまして、委託した件数が14,936件で委託率65.6%という状況です。

3ページ目、2.包括的支援事業です。

(1)①総合相談支援事業になります。

地域包括支援センターでは、高齢者のための総合相談窓口として、様々な相談を受付けております。地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行いました。センターで対応した相談件数ですが、令和4年度、合計72,646件となっております。センタ

一別の相談件数は表のとおりとなっております。

4 ページ目。参考資料としまして、高齢者虐待認定件数を掲載しております。令和 4 年度では、193 件の通報件数に対しまして、虐待として認定した件数は 73 件となっております。

②在宅介護支援センター運営事業です。

在宅介護支援センターは、市内に 15 か所、全て民間事業者への委託により設置しております。包括支援センターの「協働機関」として、地域における身近な相談窓口としての役割を担っています。在宅介護支援センターで対応した相談件数としては、令和 4 年度で 17,106 件となっております

6 ページ目。(2) 権利擁護事業です。

①高齢者虐待防止関係としまして、高齢者虐待の予防と早期発見・早期対応・再発防止を図るため、また「認知症初期集中支援チーム」の適切、公正かつ中立な運営を確保するため、高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員会を 1 回そして具体的な支援方針等を確認する高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議を 5 回、表のとおり開催しております。

②成年後見制度の活用促進でございます。令和 4 年度の新規調査に着手した相談件数は 30 件となっております。

7 ページ目。(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業です。

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう包括的・継続的なケア体制の構築、地域における会議支援専門員のネットワークの構築や地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行う事業となっております。

①介護支援専門員研修事業としましては令和 4 年度、船橋市介護支援専門員協議会様との共催による介護支援専門員研修、主任介護支援専門員研修、そして主任介護支援専門員地区研修会を表のとおり開催しております。

8 ページ目。②介護支援専門員支援事業です。地域における個々の介護支援専門員の支援の一環として、各地域包括支援センターにて相談に対応している事業になります。それぞれ相談に内訳がございいますが、全体で令和 4 年度は 912 件の相談に対応している状況です。

(4) 認知症総合支援事業になります。

①認知症初期集中支援チームですが、認知症早期発見・早期対応のために、認知症の疑われる人やその家族を訪問し、医師の指導の下、地域包括支援センターの保健師等、複数の専門職が専門性を活かしながら、チームとして支援を行いました。平成 30 年度より 5 か所全ての直営地域包括支援センターに担当チームを設置し、継続した事業として、圏域ごとに対応できる支援体制を構築しております。

9 ページ目。③認知症高齢者徘徊模擬訓練です。地域の見守りと支え合い体制の推進を図るため、地域ケア会議を主体として各地区で実行委員会を組織し、企画運営をしております。4 年度については 5 つの日常生活圏域より 3 地区で「認知症高齢者徘徊模擬訓練」を実施しました。

(5) 地域ケア会議推進事業です。

地域づくりの一環といたしまして、また地域ケア会議の普及啓発を目的として、地域ケア会議が主

体となり講演会等を開催しております。令和4年度においては16地区において16回の講演会を開催しました。詳細は表のとおりとなります。

12 ページ目。②自立支援ケアマネジメント検討会議についてですが、介護予防ケアプランの自立支援強化を図り、理学療法士、作業療法士等の専門職で構成される自立支援ケアマネジメント検討会議を開催し、多職種の視点からケアマネジャーへの助言を行っております。本事業につきましては、リハビリテーション専門職・同行訪問事業と連動させて実施しております。開催状況については表のとおりです。

13 ページ目。(6)地域包括支援センター委託事業についてです。

こちらにつきましては、6月ごろに訪問調査を実施する予定であることから、次回の運営協議会で報告をさせていただく予定です。

3. 指定介護予防支援事業です。

総合事業以外のサービスを使う要支援1・2の方のケアプランを作成する事業です。令和4年度の実績としましては22,960件、うち委託した件数は15,837件、委託率としましては69%となっております。以上、令和4年度の地域包括支援センター事業報告となります。

続きまして議題3、令和5年度地域包括支援センター事業計画及び収支予算について説明いたします。資料は赤のインデックス資料の3番をご覧ください。

資料2で説明した内容と重複する点もございますので、こちらの説明については補足が必要な事業が・変更等があった点についてご説明させていただきます。

1 ページ目、一番下の段、②在宅介護支援センター運営事業をご覧ください。

在宅介護支援センターにつきましては、市内に15か所、包括支援センターの「協力機関」として、地域における身近な相談窓口としての役割を担っています。

前回の運営協議会にて、薬円台自宅介護支援センター運営受託法人について、3回目の公募を行う旨についての状況説明をさせていただきました。

こちらにつきましては、先日受託法人が特定されましたので、取り急ぎその旨についてご報告をさせていただきます。特定された受託法人は一般社団法人ブリンクと申しまして、場所につきましては現在事業を行っている薬円台駅近くの場所を予定しているとお伺いしております。

詳細につきましては改めて皆様にお知らせしたいと思います。本日は取り急ぎその旨についてご報告いたします。

2 ページ目④介護者向け講習会をご覧ください。

こちらにつきましては、2年間で5圏域を開催するという形で講習会を開催してまいりましたが、この講習会に対する参加者のニーズが高いことから、昨年に引き続き市内3圏域3か所での開催を予定しております。

3 ページ目(5)地域ケア会議推進事業の③自立支援ケアマネジメント検討会議をご覧ください。

こちらにつきましては令和4年度より、生活支援コーディネーターも助言者として参加をしており、令和5年度も引き続き生活支援コーディネーターも検討会議に参加していただき、自立支援を推進し

てまいります。

また、検討会議、同行訪問の両事業につきまして、引き続き居宅介護支援事業所の参加も推進してまいります。

5 ページをご覧ください。

こちらは地域包括支援センターの収支予算となりますが、変更点といたしまして令和5年度から重層的支援体制整備事業が開始されることに伴い、今まで介護保険事業特別会計で整理されていた包括支援事業の一部が一般会計に整理されました。

これに伴い、総合事業及び包括的支援事業にかかる会計のこちらの表につきましても、一般会計と特別会計の合算で示させていただいております。

重層的支援体制整備事業への移行に伴い、一部予算の組み換えが行われており、こちらの包括的支援事業の歳入予算の表でもその組み換えの影響が示されており、重層的支援体制整備事業や介護保険事業特別会計繰入金が増加となっておりますが、その分他の財源で大幅に削減されているものもあります。

こちらにつきましては、予算組み替えによる影響で仕組みとしては歳入額が減るものではなく、合計額としては前年度とほぼ同額の予算となっております。

議題3の説明については以上となります。会長よろしく申し上げます。

○会長

はい。それでは本件につきまして、皆様よりご質問ご意見がございましたら、お願いいたします。

○塩原委員

コロナ禍の3年がやっと収束したところでありますが、相談内容（例えば虐待や身体機能面など）につきまして、ここ3年間で大きく変わった、虐待案件だと顕在化しているなど、コロナ禍における今まで見えなかったことなどがあれば教えてください。

○事務局（地域包括ケア推進課）

虐待に関しましては、この3年間でかなり孤立化している状態のかたがいらっしゃいました。親子で孤立化していたり、夫婦で孤立化している状況で、発見したときには既に重篤化していたケースが多く見られました。この3年間を見ても、措置をした件数がコロナ以前よりも多くなっている状況が見受けられております。

○会長

皆様よろしいでしょうか。それでは、本協議会として、令和4年度の地域包括支援センター事業について、報告を受けたものとします。

また、令和5年度地域包括支援センター事業計画及び収支予算について、本協議会としてこれを承

認するものといたします。

○会長

引き続きまして、地域包括支援センター受託法人の選定について説明をお願いします。

○事務局（地域包括ケア推進課）

地域包括支援センター受託法人の選定について、本日お配りしました資料4番をご覧ください。

従来、委託型の地域包括支援センターの受託法人を選定する際には、プロポーザル方式の公募を行っており、その後は6年ごとに再度公募を実施しております。

新高根・芝山、高根台地域包括支援センターについては平成29年度に更新のための公募型プロポーザル方式を実施し、現在の受託法人が運営を行っておりますが、平成29年度公募時に掲示した6年の期間が令和5年度末をもって満了いたします。以上により、改めて受託候補者を選定するものがございます。

なお、価格のみによる競争では所期の目的が達成できないことから、ふさわしい受託候補者の選定をプロポーザル方式にて実施いたします。また、広く事業者を募集するため、公募型にて実施いたします。

3. 応募要件をご覧ください。

応募資格といたしましては、令和5年7月1日現在、法人格を有し、かつ、以下の何れかの施設の経営又は自治体からの受託実績があることとなります。

1 点目が介護保険法に基づく指定又は許可を受け事業所を運営している法人。但し、福祉用具貸与・販売のみの事業所を除くかたちとなります。

2 点目が介護保険法に基づく地域包括支援センターを運営している法人。

3 点目が老人福祉法に基づく老人介護支援センター(在宅会議支援センター)を運営している法人。

この3点のいずれかを満たしている法人に応募資格があるといたします。

続きまして、4. 事業スケジュールをご覧ください。

今年度の事業スケジュールでございますが、6月13日に公募要項を配布させていただき、こちらにつきましましては、船橋市ホームページにも掲載させていただきます。応募期間は7月中旬から8月末、受託候補者への選定結果通知を10月中旬頃に予定しております。なお、本協議会で承認についてはお諮りいただいておりますが、毎年通常、5月・8月・1月の年間3回開催しておりますが、今年度につきましましては、10月上旬頃に再度本協議会の臨時会議を開催させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。そして、次回の選定でございますが、前回の募集の時と同様に、委託法人の選定については、6年後にプロポーザル方式により再度行う予定となっております。以上となります。会長、よろしく願いいたします。

○会長

皆様よろしいでしょうか。

それでは、本協議会として、域包括支援センター受託法人の選定についてについて、報告を受けたものとしてします。

○会長

議題につきましては以上となります。その他、各委員の皆様から何かご意見等ございませんでしょうか。よろしければ、引き続き事務局から、その他連絡事項をお願いします。

○事務局（地域包括ケア推進課 課長補佐）

今回の開催につきましては、8月頃の開催を予定しておりますが、日程の詳細等が固まり次第、皆さまにご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議事録等の校正依頼につきましては、改めて郵送させていただきます。期限を設定させていただき、訂正がある場合のみご連絡をいただくような形を考えております。

それではこれもちまして、令和5年度第1回船橋市地域包括支援センター運営協議会を閉会いたします。ありがとうございました。